

# 船橋市廃棄物減量等推進事業表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「表彰要領」という。）は、船橋市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の使命を認識し、他の模範となる顕著な活動を行う者を表彰することについて必要な事項を定める。

(通称)

第2条 船橋市廃棄物減量等推進員の通称は、「クリーン船橋530推進員」とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、団体表彰及び個人表彰とする。

(団体表彰)

第4条 団体表彰は、地域において、その活動が顕著であった団体に対してその功労を表彰する。

(個人表彰)

第5条 個人表彰は、推進員として通算10年以上その職にあり、その活動が顕著であった個人に対してその功労を表彰する。

ただし、既に表彰した推進員については、重ねて表彰しないものとする

#### (表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

- 2 表彰を受けることとなった者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品等をその遺族に贈与する。

#### (表彰の期日)

第7条 表彰は、推進員の任期が満了する年の委嘱状交付時に行うものとする。

#### (表彰の内申)

第8条 表彰の内申は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第30条に規定する環境指導員が、表彰要領第4条及び第5条に掲げる表彰に該当すると認められる者を表彰選考会に内申しなければならない。

- 2 推進員が属する地区の自治会連絡協議会長の推薦があり、第5条の規定に該当すると認められる者は、表彰選考会に内申できる。

(表彰選考会)

第9条 表彰団体及び個人を選考するため、表彰選考会（以下「選考会」という。）を置き、クリーン推進課長がその事務を行う。

2 選考会は、次の職にある者で構成する。

(1) 環境部長

(2) 環境部環境政策課長

(3) 環境部資源循環課長

(4) 環境部廃棄物指導課長

(5) 環境部クリーン推進課長

(6) 環境部クリーン推進課まち美化・指導係長

(7) 環境部クリーン推進課総括環境指導員

3 選考会は、環境部長が招集し議事を整理する。

4 選考会は、必要に応じて関係者に意見を求めることができる。

(表彰者の選考)

第10条 クリーン推進課長は、表彰に該当すると認められる者の内申があったときは、選考に必要な書類を添付し選考会に送付するものとする。

2 選考会は、送付された書類に基づき表彰する者を選考する。

(表彰者及び記念品の決定)

第11条 市長は、選考会の選考報告に基づいて表彰する者を決定する。

2 表彰する団体及び個人の数には市長がその都度決定する。

3 要領第6条に定める記念品については市長が選考会の意見を聞いて、その都度決定する。

#### 附 則

この要領は、平成15年5月1日より施行する。

この要領は、平成17年2月1日より施行する。

この要領は、平成19年1月1日より施行する。

この要領は、平成21年1月1日より施行する。

この要領は、平成26年9月1日より施行する。

この要領は、平成27年4月1日より施行する。